

学校法人四国高松学園旅費規程

昭和46年4月1日制定

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人四国高松学園就業規則第23条の規定に基づき、職員の出張旅費等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(外国旅費)

第2条 職員の外国出張に伴う旅費の支給額については、用務の目的に照らして経済的かつ合理的に設定した行程の実費によるものとし、その都度、常任理事会に諮り、理事長が決定する。

(旅行命令等)

第3条 職員が本法人の用務により旅行しようとするとき又は本法人の用務により職員以外の者に旅行を依頼しようとするときは、あらかじめ旅行命令（依頼） 何に必要な書類を添えて、理事長の承認を得なければならない。

2 理事長は、予算上旅費の支出が可能である場合でなければ、前項の承認を行うことができない。

(復命)

第4条 職員が旅行から帰任したときは、速やかに復命書により、理事長に報告するものとする。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費及び宿泊料とする。

(旅費の計算)

第6条 旅費の計算は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

(旅費の支給基準)

第7条 旅費の支給基準は、次のとおりとする。

鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

急行料金等は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。

一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

二 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

三 座席指定料金は、特別急行列車及び普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

四 寝台料金は、用務の行程上利用することが必要な旅行で片道 500 キロメートル以上のもの

2 船賃は、水路旅行について路程に応じて旅客運賃を支給する。

3 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃を支給する。

4 車賃は、陸路旅行について実費額を支給する。

5 旅行諸費は、旅行に付随する諸費を実費により支給する。

6 宿泊料の額は、職及び宿泊地の区分に応じた別表の定額による。

7 前項までの規定にかかわらず交通機関の旅客運賃に宿泊料等を含めた募集型企画旅行による旅行や正規の旅客運賃より低廉な企画乗車券等による旅行等については、実費額を支給する。

(在勤地内旅費)

第8条 本学園より、直線距離で8キロメートル未満の旅行の場合、運賃の実費のみを支給する。

(旅費の調整)

第9条 旅行の目的、期間、予算の状況、その他を考慮して旅費を調整支給することができる。

(旅費の支払)

第10条 旅費は精算払とする。ただし、宿泊を伴う旅行で職員から申出があったときは、概算払を行うことができる。

2 前項の規定により概算払を受けた職員は、旅行から帰着後7日以内に旅費の精算を行わなければならない。

(特別事項)

第11条 この規程の定めた以外の出張又は特別の事由ある場合はその都度別に定める。

附 則

この規程は昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表
宿泊料

区 分	甲 地 方	乙 地 方
理事、評議員及び監事 指定職にある者 教育職員（教授、准教授で4級57号俸以上の者） 部長以上の職務にある者 上記に準ずる者	13,000円	11,500円
上欄以外の者	10,500円	9,500円

- 備考 1 甲地方とは、東京都23区内とし、乙地方とは甲地方以外とする。
2 旅行中、交通機関内において宿泊した場合は、宿泊料は支給しない。